

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置）（3月26日）

【ポイント】

- 日本国政府は、3月26日「水際対策強化に係る新たな措置」を決定しました。
- 日本に入国するに際しての厚生労働省の検疫強化についての呼びかけ（継続）
- 在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合の帰国・転出届提出のお願い

【本文】

1 日本国政府は、3月26日「水際対策強化に係る新たな措置」を決定しました。本件措置の主な点は（1）のとおりです。

（1）上陸拒否対象地域

スイスを含む欧州21か国及びイランの全ての地域（※外国人が対象）

（2）なお、3月20日までに当館で発給した日本入国査証は、日本時間3月21日午前0時から4月末日までの間、その効力が停止されていますので、同査証を使用して日本に入国することはできません。

また、スイス国籍者に対する査証免除措置については、日本時間3月21日午前0時から4月末日までの間、停止されていますので、これまで査証を取得することなく日本渡航が可能であったスイス国籍者についても査証の取得が必要となっています。

詳細については、在スイス日本国大使館又は在ジュネーブ領事事務所にお問い合わせください。

2 日本に入国するに際しての厚生労働省の検疫強化についての呼びかけ（継続）

日本への帰国等の際には、以下についてご留意いただくとともに最新の情報をご確認ください。

（1）過去14日以内に上陸拒否対象地域に滞在したことのある方は、入国（帰国）時にPCR検査を受けていただきます。

検査結果が出るまでには最長2日間程度待機が必要になる場合があります、検疫所長が指定する場所で待機していただきます。

検査結果が陽性の場合は、指定の医療機関に入院となり、陰性の場合も保健所による健康フォローアップが必要となります。

（2）上陸拒否対象地域等から来航する航空機等で入国するすべての方について、健康状態に異状のない方も含め検疫所長の指定する場所（自宅など）で14日間待機し、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシー、国内線航空便などの公共交通機関を使用しないことを要請します。

（3）このため、飛行機に乗る前に以下について確認をお願いします。

- ・入国後の旅程に支障がないこと。
- ・入国前にご自身で入国後14日間の滞在先（特に、外国人の場合は、自宅がないので宿泊施設）を確保していること。

（ただし、PCR検査の結果が出るまで検疫所長が指定する場所で待機していただく場合

があります)

- ・空港から滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外、自家用車、レンタカーなど）を確保していること。

（４）帰国の際、空港から待機場所までの移動には公共交通機関を利用できないため、移動手段（自家用車、レンタカーなど）の確保を事前に行っていただく必要がありますのでご留意願います。

３ 在スイス日本国大使館及び在ジュネーブ領事事務所からのお願い

在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合には、帰国・転出届の提出をお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

（関連ホームページ）

○外務省海外安全ホームページ

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C041.html

○厚生労働省ホームページ

水際対策の抜本的強化に関するＱ＆Ａ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanren_kigyuu_00001.html

（お問い合わせ窓口）

○厚生労働省 新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

- ・日本国内から：0120-565-653
- ・海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 2796）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局外国人課（査証の効力停止）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）3168

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州、ティチーノ州にお住まいの方)

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html